

**栗原憲一先生 剣道範士受領記念
第 68 回埼玉県剣道大会（一般の部）要項**

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により変更する場合がありますことを御承知おきください。

1. 大会の名称 栗原憲一先生 剣道範士受領記念
第 68 回埼玉県剣道大会（一般の部）

2. 日 時 令和 6 年 2 月 17 日(土)
入場時間 午前 9 時 00 分
受付時間 午前 9 時 10 分（加盟団体ごとに受付）

3. 会 場 埼玉県立武道館 主道場

4. 主 催 公益財団法人埼玉県剣道連盟
5. 後 援 公益財団法人全日本剣道連盟 埼玉新聞社

6. 大会出場および運営にあたって
 - (1) 当日の体温が 37.5 度以上の方、体調がすぐれない方は出場をお控えください。
 - (2) 武道館への入場は 1 階正面入り口とし、入場時間は厳守すること。
 - (3) 試合では選手については面マスクかシールドを着用することとする。70 歳以上の方はマスクおよびシールドを着用することを推奨します。
 - (4) 会場でのマスクの着用は個人の判断に委ねます。

7. 試合区分 ※出場はトーナメントの部と立合の部、どちらか一方のみとする。
 - (1) トーナメントの部
 - ① 女子の部（段位・年齢制限なし。ただし、四段以下参加人数は下記の表のとおり）
 - ② 男子初段～四段以下の部（年齢制限なし。参加人数は下記の表のとおり）
 - ③ 男子五・六・七段の部（年齢制限なし）
 - (2) 立会の部(拝見)
 - ① 男女の部（男子・女子問わず下記の部門のとおり）
 - ア 四段以上、六段以下の部（年齢 50 歳以上 69 歳以下）
 - イ 七段の部（年齢 69 歳以下）
 - ウ 高齢者の部（70 歳以上）
 - ② 特別試合(八段)

8. 参加資格及び人員

- (1) (公財)埼玉県剣道連盟加盟団体会員であること。
- (2) 中学生・高校生は参加できない。
- (3) 男女とも四段以下の参加人員は、次のとおりとする。

加盟団体ランク	男子(四段以下)	女子(四段以下)
A 13 団体	10 名以内	6 名以内
B 4 団体	8 名以内	5 名以内
C 8 団体	6 名以内	4 名以内
D 5 団体	4 名以内	3 名以内
E 8 団体	2 名以内	2 名以内

9. 試合の種別及び方法

本大会の試合は、全日本剣道連盟の剣道試合・審判規則と同細則、および新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判方法による。

【トーナメントの部】

女子、男子とも3分3本勝負とする。

勝敗が決しない場合は、延長2分1回を行い、それでも勝敗が決しないときは、判定とする。ただし、準々決勝戦からは、時間内に勝敗が決しない場合は延長戦を行い、先に1本取った者を勝ちとする。なお、延長に入ってから試合時間は2分区切りで、延長3回で1回5分の休憩を取り勝敗の決するまで継続する。

【立合の部（拝見）】

2分間とする。

10. 表彰

(1)大会入賞者の表彰

女子の部・男子四段以下の部・男子五・六・七段の部の3位までの入賞者。

(2)その他

高齢者の部には参加者全員に参加賞を授与する。

11. 審判員

(1) 審査員

(2) 試合申込者の七段受有者のうち、会長が委嘱した者。

(3) 審判員着用のこと。(剣道着・袴も可)

12. 申込み 各加盟団体申込要領により、各加盟団体申込窓口へ申し込む。

13. その他

- (1) 本連盟として傷害保険に加入しています。なお、大会中の負傷、疾病については、応急処置のみ行います。
保険証を持参のこと。
- (2) 年齢基準日は、大会の当日とする。
- (3) 名札の所属名は[加盟団体名](#)とし、県名、剣友会名、道場名、大学名等は使わないこと。〔出場できないものとする。〕ただし、大学剣道連盟から出場する者に限っては、大学名の名札を可とする。
- (4) 昼食は各自用意する。(審判員の昼食は用意します。)
- (5) ゴミは各自持ち帰ること。
- (6) 観客席は、地区別になっているので譲り合って座る。
- (7) 試合終了後は速やかに会場内から退場してください。

14. 欠席連絡

令和6年2月16日午後4時までは埼玉県剣道連盟事務局(048-834-8869)、それ以降は埼玉連携携帯電話(080-3737-9368・080-3737-9380)へSMS(ショートメッセージ)にて必ず連絡のこと。

15. 個人情報保護法への対応〔以下を申込者へ周知すること〕

申込書に記載される個人情報(登録加盟団体名、称号、段位、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢等)は埼玉県剣道連盟が実施する本大会運営のために利用する。

なお、登録加盟団体名、氏名、年齢等の最小限の個人化情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ等)に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためメディア関係者に必要な個人情報を提供することがある。

16. ビデオ撮影等について

全日本剣道連盟ホームページ 2019年3月22日更新「大会等におけるビデオ撮影等について」に準拠します。

[大会等におけるビデオ撮影等について](#)